

平成 25 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ
代表者名 代表取締役社長 柳澤 安慶
(コード番号 2461)
問合せ先 執行役員社長室長 杉山 紳一郎
(TEL. 03 - 5766 - 3530)

(訂正・数値データ訂正)「平成 24 年 12 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

平成25年 2 月 8 日に公表いたしました「平成24年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。また、数値データにも訂正がありましたので訂正後の数値データも送信します。

記

1. 訂正の理由

誤って「現金及び預金」に計上したものを正しく「長期預金」へ振り替えるとともに、その他誤った記載の訂正を行います。

2. 訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

訂正箇所：添付資料 4 ページ

1. 経営成績・財政状態に関する分析

(2) 財政状態に関する分析

【訂正前】

①流動資産分析

当連結会計年度末における流動資産の残高は前連結会計年度末から2,236,038千円増加し7,523,488千円となりました。主な増加要因は、現金及び預金が1,068,853千円増加、売掛金が726,284千円増加、有価証券が410,491千円増加したことによります。

②固定資産分析

当連結会計年度末における固定資産の残高は前連結会計年度末から203,396千円減少し2,151,678千円となりました。主な減少要因は、投資有価証券が291,798千円減少したことによります。

(後略)

【訂正後】

①流動資産分析

当連結会計年度末における流動資産の残高は前連結会計年度末から2,136,038千円増加し7,423,488千円となりました。主な増加要因は、現金及び預金が968,853千円増加、売掛金が726,284千円増加、有価証券が410,491千円増加したことによります。

②固定資産分析

当連結会計年度末における固定資産の残高は前連結会計年度末から103,396千円減少し2,251,678千円となりました。主な減少要因は、投資有価証券が291,798千円減少したことによります。

(後略)

訂正箇所：添付資料8～9ページ

1. 経営成績・財政状態に関する分析

(4) 事業等のリスク

【訂正前】

③その他

(b) ストックオプションによる株式価値の希薄化について

当社はストックオプション制度を採用しております。同制度により発行された新株予約権による潜在株式数は平成24年12月31日現在で合計4,350株となり、発行済株式数及び新株予約権による潜在株式数の合計の3.9%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
定時株主総会決議	平成16年3月30日	平成17年3月30日	平成18年3月30日
新株予約権の数(注)1	60個	120個	378個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 1,200株	普通株式 600株	普通株式 378株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	10,000円	20,000円	779,196円
行使請求期間	平成18年4月1日から平成26年3月29日まで	平成19年4月1日から平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 ②当社株式が日本国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人が新株予約権を相続するものとする。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 ②当社株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人が新株予約権を相続するものとする。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦
定時株主総会決議	平成19年3月29日	平成20年3月28日	平成21年3月27日
新株予約権の数(注)1	204個	260個	355個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 204株	普通株式 260株	普通株式 355株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	184,000円	109,027円	135,520円
行使請求期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>
項目	新株予約権⑧	新株予約権⑨	新株予約権⑩
定時株主総会決議	平成22年3月30日	平成23年3月29日	平成24年3月28日
新株予約権の数(注)1	413個	457個	483個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 413株	普通株式 457株	普通株式 483株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	134,482円	142,632円	115,100円
行使請求期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	平成25年9月1日から 平成29年8月31日まで	平成26年9月1日から 平成30年8月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>

(後略)

【訂正後】

③その他

(b) ストックオプションによる株式価値の希薄化について

当社はストックオプション制度を採用しております。同制度により発行された新株予約権による潜在株式数は平成24年12月31日現在で合計4,350株となり、発行済株式数及び新株予約権による潜在株式数の合計の3.9%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
定時株主総会決議	平成16年3月30日	平成17年3月30日	平成18年3月30日
新株予約権の数(注)1	60個	120個	378個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 1,200株	普通株式 600株	普通株式 378株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	10,000円	20,000円	779,196円
行使請求期間	平成18年4月1日から平成27年3月28日まで	平成19年4月1日から平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 ②当社株式が日本国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人が新株予約権を相続するものとする。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 ②当社株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人が新株予約権を相続するものとする。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦
定時株主総会決議	平成19年3月29日	平成20年3月28日	平成21年3月27日
新株予約権の数(注)1	204個	260個	355個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 204株	普通株式 260株	普通株式 355株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	184,000円	109,027円	135,520円
行使請求期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>
項目	新株予約権⑧	新株予約権⑨	新株予約権⑩
定時株主総会決議	平成22年3月30日	平成23年3月29日	平成24年3月28日
新株予約権の数(注)1	413個	457個	483個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 413株	普通株式 457株	普通株式 483株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	134,482円	142,632円	115,100円
行使請求期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	平成25年9月1日から 平成29年8月31日まで	平成26年9月1日から 平成30年8月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>

(後略)

4. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

【訂正前】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,848,772	3,917,626
売掛金	1,242,012	1,968,297
有価証券	1,097,353	1,507,844
繰延税金資産	97,522	126,428
その他	53,401	46,401
貸倒引当金	△51,613	△43,109
流動資産合計	5,287,449	7,523,488
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	30,369	47,255
減価償却累計額	△11,734	△16,221
建物及び構築物（純額）	18,635	31,034
工具、器具及び備品	167,102	162,950
減価償却累計額	△126,950	△117,459
工具、器具及び備品（純額）	40,151	45,490
リース資産	7,891	7,891
減価償却累計額	△7,891	△7,891
リース資産（純額）	—	—
有形固定資産合計	58,786	76,525
無形固定資産		
ソフトウェア	99,180	109,020
のれん	34,233	43,478
その他	10,848	4,894
無形固定資産合計	144,261	157,393
投資その他の資産		
投資有価証券	1,986,451	1,694,653
繰延税金資産	74,850	62,113
敷金及び保証金	82,649	102,930
その他	17,328	59,937
貸倒引当金	△9,254	△1,876
投資その他の資産合計	2,152,025	1,917,758
固定資産合計	2,355,074	2,151,678
資産合計	7,642,523	9,675,166

(後略)

【訂正後】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,848,772	3,817,626
売掛金	1,242,012	1,968,297
有価証券	1,097,353	1,507,844
繰延税金資産	97,522	126,428
その他	53,401	46,401
貸倒引当金	△51,613	△43,109
流動資産合計	5,287,449	7,423,488
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	30,369	47,255
減価償却累計額	△11,734	△16,221
建物及び構築物 (純額)	18,635	31,034
工具、器具及び備品	167,102	162,950
減価償却累計額	△126,950	△117,459
工具、器具及び備品 (純額)	40,151	45,490
リース資産	7,891	7,891
減価償却累計額	△7,891	△7,891
リース資産 (純額)	—	—
有形固定資産合計	58,786	76,525
無形固定資産		
ソフトウェア	99,180	109,020
のれん	34,233	43,478
その他	10,848	4,894
無形固定資産合計	144,261	157,393
投資その他の資産		
投資有価証券	1,986,451	1,694,653
長期預金	—	100,000
繰延税金資産	74,850	62,113
敷金及び保証金	82,649	102,930
その他	17,328	59,937
貸倒引当金	△9,254	△1,876
投資その他の資産合計	2,152,025	2,017,758
固定資産合計	2,355,074	2,251,678
資産合計	7,642,523	9,675,166

(後略)

5. 個別財務諸表

(1) 貸借対照表

【訂正前】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,755,208	3,779,506
売掛金	1,162,016	1,800,360
有価証券	1,097,353	1,507,844
原材料及び貯蔵品	96	47
前渡金	3,019	—
前払費用	19,652	25,941
繰延税金資産	97,539	124,394
関係会社短期貸付金	30,000	40,000
その他	17,829	18,454
貸倒引当金	△51,655	△43,352
流動資産合計	5,131,060	7,253,198
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,868	37,055
減価償却累計額	△11,686	△15,523
建物(純額)	10,182	21,532
工具、器具及び備品	155,535	150,305
減価償却累計額	△121,958	△111,042
工具、器具及び備品(純額)	33,577	39,262
有形固定資産合計	43,759	60,794
無形固定資産		
商標権	159	—
ソフトウェア	42,662	50,948
ソフトウェア仮勘定	9,581	3,824
無形固定資産合計	52,403	54,773
投資その他の資産		
投資有価証券	1,986,451	1,694,653
関係会社株式	41,009	161,069
関係会社長期貸付金	100,000	220,000
破産更生債権等	9,254	1,876
長期前払費用	4,074	7,820
繰延税金資産	74,850	62,113
敷金及び保証金	67,816	88,429
貸倒引当金	△9,254	△1,876
投資その他の資産合計	2,274,201	2,234,086
固定資産合計	2,370,365	2,349,654
資産合計	7,501,425	9,602,852

(後略)

【訂正後】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,755,208	<u>3,679,506</u>
売掛金	1,162,016	1,800,360
有価証券	1,097,353	1,507,844
原材料及び貯蔵品	96	47
前渡金	3,019	—
前払費用	19,652	25,941
繰延税金資産	97,539	124,394
関係会社短期貸付金	30,000	40,000
その他	17,829	18,454
貸倒引当金	<u>△51,655</u>	<u>△43,352</u>
流動資産合計	<u>5,131,060</u>	<u>7,153,198</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,868	37,055
減価償却累計額	<u>△11,686</u>	<u>△15,523</u>
建物(純額)	<u>10,182</u>	<u>21,532</u>
工具、器具及び備品	155,535	150,305
減価償却累計額	<u>△121,958</u>	<u>△111,042</u>
工具、器具及び備品(純額)	<u>33,577</u>	<u>39,262</u>
有形固定資産合計	<u>43,759</u>	<u>60,794</u>
無形固定資産		
商標権	159	—
ソフトウェア	42,662	50,948
ソフトウェア仮勘定	9,581	3,824
無形固定資産合計	<u>52,403</u>	<u>54,773</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	1,986,451	1,694,653
長期預金	—	<u>100,000</u>
関係会社株式	41,009	161,069
関係会社長期貸付金	100,000	220,000
破産更生債権等	9,254	1,876
長期前払費用	4,074	7,820
繰延税金資産	74,850	62,113
敷金及び保証金	67,816	88,429
貸倒引当金	<u>△9,254</u>	<u>△1,876</u>
投資その他の資産合計	<u>2,274,201</u>	<u>2,334,086</u>
固定資産合計	<u>2,370,365</u>	<u>2,449,654</u>
資産合計	<u>7,501,425</u>	<u>9,602,852</u>

(後略)

以 上